

# 森林技術コンサルタンツ協議会 委員会規定

平成 21 年 7 月 29 日制定

平成 26 年 3 月 19 日改正

(委員会の設置)

第1条 一般社団法人森林技術コンサルタンツ協議会（以下「協議会」という。）  
定款 38 条の 2 に基づき次の委員会を置く。

- (1) 運営委員会
- (2) 技術委員会

(運営委員会)

第2条 運営委員会は協議会の事業（技術委員会に属するものを除く。）の運営、  
管理等を遂行するとともに、理事会に付託された事項を調査、又は審議  
する。

- 2 運営委員会は運営委員 10 名以内で構成し、運営委員のうち 1 名を委員長、  
1 名を副委員長とする。
- 3 委員長は理事会の選任により会長が委嘱する。副委員長は委員長が選任  
し会長が委嘱する。
- 4 委員は委員長が選任し理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- 5 委員長は委員会の業務を統轄する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠け  
たときは、その職務を代行する。
- 7 運営委員の任期は、2 年とし、その欠員が生じた場合の補欠の運営委員の  
任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 議決が必要な場合は、1/2 の出席をもって、過半数の同意で決する。

(技術委員会)

第3条 技術委員会は一般社団法人森林保全・管理技術研究所と連携し森林技  
術の開発・蓄積・普及啓発等を遂行するとともに、理事会に付託された  
事項を調査、又は審議する。

- 2 技術委員会は技術委員 10 名以内で構成し、技術委員のうち 1 名を委員長、  
1 名を副委員長とする。
- 3 委員長は理事会の選任により会長が委嘱する。副委員長は委員長が選任  
し会長が委嘱する。
- 4 委員は委員長が選任し理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- 5 委員長は委員会の業務を統轄する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠け  
たときは、その職務を代行する。
- 7 技術委員の任期は、2 年とし、その欠員が生じた場合の補欠の技術委員の  
任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 議決が必要な場合は、1/2 の出席をもって、過半数の同意で決する。

(専門部会の設置)

第4条 運営委員会及び技術委員会に専門的な事項を調査、又は審議するため

- に専門部会を設置することができる。
- 2 各専門部会の部会長及び委員は、各委員会の委員長が選任し会長が委嘱する。
  - 3 専門部会の運営に関する事項は各専門部会細則で定める。

付則

- 1 本規定は、平成 26 年 3 月 19 日から施行する。